

9月の保健事業

問い合わせ／保健福祉総合センター（☎581・8500）へ。

●健康相談 **ぶりいスマイルポイント 対象事業**

月日(曜日)	時 間	対象地区	場 所	内 容	持参する物
9月 7日(月)	13:30～15:00	町内全地区	保健福祉 総合センター	・血圧測定 ・検尿 ・個別相談 ・体脂肪測定	健康手帳 (既にお持ちの方)

●乳幼児健康診査

種 別	月日(曜日)	受付時間	対 象	場 所	持参する物
4・5カ月児健康診査	9月 3日(木)	13:30～14:30	平成27年 4月・5月生	保健福祉 総合センター	母子健康手帳、役場からの通知、3歳児は尿の入ったビニール袋とお子さんの歯ブラシ
3歳児健康診査	9月10日(木)	13:30～14:00	平成24年3月生		

●10カ月児健康相談

月日(曜日)	受付時間	対 象	場 所	持参する物
9月 8日(火)	13:30～14:30	平成26年 10月・11月生	保健福祉 総合センター	母子健康手帳、役場からの通知

●こころの健康相談

月日(曜日)	時 間	場 所	対 象
9月14日(月)	13:30～14:00	保健福祉 総合センター	こころの健康について悩みをお持ちの方、その家族および関係者 ※事前にお申し込みください。

●特定健康診査、健康診査、胃・大腸・肺がん検診 **ぶりいスマイルポイント 対象事業**

月日(曜日)	場 所	費用	備 考
9月16日(水)～30日(水) までのうち11日間	保健福祉 総合センター	無料	詳しくは、本誌14頁をご覧ください。

●ふるさと健康体操(生活習慣病予防軽運動教室) **ぶりいスマイルポイント 対象事業**

月日(曜日)	時間	対象	場 所	備 考
9月4日、11日、18日、25日 (金曜日)	16:00～17:00	町内在住の方	保健福祉 総合センター	運動不足解消、介護予防を目的とした軽体操です。運動しやすい服装でお越しください。
9月3日、17日 (第1・3木曜日)	10:00～11:00		総合体育館・アタゴ記念館 剣道場	

※ **ぶりいスマイルポイント 対象事業** ポイントカードを持参してください。



健康ひろば

みんな健康! 元気・いきいき寄居町!

ワンポイント

アドバイス

男性特有のがん
「前立腺がん検診」(PSA検査)をお受けください
40歳以上の男性が対象
(全額公費負担)

健康福祉課保健指導班
前立腺とは、男性のみに存在し、膀胱の真下にあり、尿道を取り囲む位置にあります。クルミほどの大きさで、重さは数十グラム程度の生殖

器です。
前立腺がんは、この前立腺から発生するがんです。前立腺がんは高齢者のがんといわれており、約90%が60歳以上の方で、近年急激に増えてきています。前立腺がんは一般的に進行が遅く、発がんしてからがんと診断されるまでには数年かかります。また、他のがんに比べ、薬が効きやすいという特徴もあります。現在は前立腺特異抗原(PSA)を検査することで無症状でも発見されるようになりました。
前立腺がんは、初期の自覚症状がほとんどありません。健康な方でも50歳を過ぎたころから、前立腺肥大

の症状が見られるようになり、尿の出が悪い、トイレが近い、残尿感がある、尿の切れが悪いなどの症状が出始めますが、前立腺がんでも同じような症状が見られます。また、下腰痛、腰痛があり整形外科を受診した際に、骨転移から発見されることもあります。
町では、前立腺がんの早期発見を目的に「前立腺がん検診」(PSA検査)を実施します。特定健康診査及び、胃・大腸・肺がん検診と同時に実施します。がん検診は保険の種類に関係なく、受けられます。
検査方法／スクリーニング検査(発見するための一次検査)として血

液検査を行い、前立腺特異抗体であるPSAを測定します。
検査対象者／40歳以上の町民男性
費用／全額公費負担(無料)
申し込み／本誌14頁をご覧ください。
精密検査が必要となった場合
PSAが正常値を超えている場合は、二次検査として超音波検査や直腸診(肛門から指を入れ前立腺の大きさや硬さや痛みの有無を確認する検査)、MRI検査等で詳しく検査をします。精密検査は、医療保険対応となります。
問い合わせ／保健福祉総合センター
(☎581・8500)へ。

年金

あなといわれ



ご存じですか?

付加年金

付加年金は、国民年金第1号被保険者(自営業者、学生等)の独自給付とされています。
毎月の国民年金保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せられます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数となります。

留意事項

- 付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。
- 付加保険料は、老齢基礎年金と併せて受給できる終身年金ですが、定額のため、物価スライド(増額・減額)はありません。
- 国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納付できません。
- 付加保険料だけの納付はできません(国民年金保険料を納めてから、または同時に納付期限内に納付ください)。
- 持参するもの／年金手帳・印鑑(朱肉を付けて押すもの)申し込み／町民課へ。
- 問い合わせ／熊谷年金事務所(☎522・5012)、または町民課(☎581・2121内線112)へ。
- ※問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。また、熊谷年金事務所への問い合わせ件数が多く、電話がつながりにくい場合がありますのでご了承ください。

〈具体例〉付加保険料を10年間納付した場合

付加保険料の納付額=400円×12カ月×10年=48,000円

付加年金の年金額=200円×12カ月×10年=24,000円(1年分の受給額)

※48,000円の付加保険料額で、毎年24,000円の付加年金が老齢基礎年金と併せて生涯受け取れます。

都市計画変更案

の縦覧のお知らせ

町では、寄居都市計画の変更にあたり、「都市計画法」第17条に基づき都市計画の案の縦覧を次のとおり行います。また、案に対して意見のある方は意見を提出することができます。変更案の種類により、縦覧場所・意見書の提出先が異なりますのでご注意ください。

※計画案・意見書の様式は、町および県のホームページにも掲載しています。

○各変更案の縦覧日時／8月18日(火)～9月1日(火)の土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

○都市計画道路変更案の縦覧(埼玉県決定)

対象となる都市計画／寄居都市計画道路の変更「3・4・5中央通り線」

縦覧場所・意見書の提出先／県都市整備部都市計画課、県熊谷県土整備事務所、町都市計画課

○都市計画道路変更案の縦覧(寄居町決定)

対象となる都市計画／寄居都市計画道路の変更「3・1・25寄居駅南口駅前広場」

縦覧場所・意見書の提出先／町都市計画課

○案に対する意見書の提出

対象／寄居町の住民および利害関係人

提出方法／意見書に必要事項を記入のうえ、郵送、または直接持参してください。なお、埼玉県決定の意見書については、埼玉県電子申請届出サービスによる提出もできます。詳細は県都市計画課のホームページをご覧ください。

提出期限／9月1日(火)午後5時15分まで(期日必着)

○問い合わせ／町都市計画課(☎581・2121内線241)、または県都市計画課施設計画担当(☎048・830・5343)へ。

国保税軽減判定

の申告書提出のお知らせ

国民健康保険税は、世帯主と加入者全員の合計所得が一定額以下の場合には、均等割・平等割が7割、5割、または2割軽減されます。

軽減に該当するかどうかは、世帯の所得額により判定しますので、16歳以上の加入者全員の所得の申告が必要になります。所得の無い方や扶養になっている方も申告が必要です。収入がなく、これまで軽減制度の該当世帯であった場合でも、世帯の中に申告をしていない方がいると軽減の対象になりませんので、ご注意ください。

確定申告書、町県民税申告書、給与や年金の支払報告書等で所得を確認できる見込みの世帯には、「国民健康保険税申告書」を8月中旬にお送りしますので、提出してください。

問い合わせ／税務課(☎581・2121内線154・156)へ。

